春号

2022年 4月 1日



~ 未来 ~

山下事務所は元氣社長を 応援する社外ブレーンです

税理士 山下事務所 Vol. 92

所長挨拶



お客様、新型コロナウイルスの変異株が出ていますが大丈夫ですか。私は 2 月の初旬に 3 回目のワクチン接種をしました。それ以前にお客様とお会いすることもありましたが、何事もなく今を迎えております。

さて、私共事務所の最大繁忙期である所得税の確定申告(約 650 件)につきましては、所員全員、誰一人ダウンすることなく申告期限の3月15日には無事に終了(一部期限延長あり)し、その日に3班(山下不参加)に分かれて食事会を致しました。

3月16日は代休でしたが、私は税理士平川先生(元税理士試験所得税担当)主催のゴルフコンペ(カレドニアンゴルフクラブ)に参加しました。何とアメリカのオーガスタと同様の高速グリーン(当日は、12.6フィートと聞きました)でずいぶんと悩まされながらのゴルフでした。ゴルフといえば、4月20日(水)に第54回山下会ゴルフコンペを姉ケ崎カントリークラブ東コースで開催の予定です。お客様のご参加をお待ちしております。

一方、税務面ですが、まん延防止等重点措置も解除されたことから税務調査が再開されると思われます。4月以降の調査は会計年度が6月末締めとなる関係から、早期決着が考えられます。実地調査が出来なかったことから税務署は取引先や預貯金等の情報収集等をしてからの調査になるので、証拠資料を持って来る可能性があります。要注意です。

最後に 4 月から新年度が始まるお客様、官庁、学校等あると思いますが、まだまだ新型コロナウイルスは収束していません。くれぐれもご自愛の上、新型コロナウイルスに負けないよう会社運営にご尽力ください。微力ですが当事務所も社外ブレーンとしてお手伝いさせていただきますので、よろしくお願い致します。

令和4年度 税制改正

○中小企業における所得拡大促進税制

中小企業全体として雇用を守りつつ、積極的な賃上げや人材投資を促す観点から、控除率の上乗せ要件を見直すとともに、控除率を最大40%に引き上げた上で、適用期限を1年延長し令和6年3月31までの間に開始する事業年度について適用される。

項目		改正前		改正後	
適用要件		適用年度の雇用者給与等支給額≧ 比較雇用者給与等支給額× <u>101.5%</u>		変更なし	
	上乗せなし	·控除対象雇用者給与等支給増加額 ×15%	頁(※1)	変更なし(控除対象雇用者給与等支給増加額× <u>15</u>	<u>%</u>)
税額控除	下記の①及び②の 要件を満たす場合 ①適用年度の雇用者給与等支給 額≥比較雇用者給与等支給額 ×102.5% ②下記のいずれかを満たす場合 イ:適用年度の教育訓練費の額≥ 前年度の教育訓練費の額 ×110% □:適用年度終了の日までに、中 小企業無質を受け、その 計画に従って、経営力向上が 確実に行われたものとして証明 がされたこと	10% 加算	・適用年度の雇用者給与等支給額≧ 比較雇用者給与等支給額×1 <u>02.5%</u> の場合	<u>15%</u> 加算	
			・適用年度の教育訓練費の額≥前年度の教育訓 練費の額×110%の場合	<u>10%</u> 加算	
	最大 控除率	<u>25%</u>		<u>40%</u>	
控除上限		・適用年度の法人税額の20%を上限		変更なし	

○少額の減価償却資産の取得価格の損金算入制度の見直し

主要な事業として行われる場合を除き、対象資産(ドローン等)から貸付の用に供したものが下記の損金算入制度から除外されます。

- ①少額の減価償却資産の損金算入制度(取得価格 10 万未満)
- ②一括償却資産の損金算入制度(取得価格 20 万未満)
- ③中小企業者の少額減価償却資産の損金算入の特例(取得価格30万未満)

○完全子法人株式等の配当に係る源泉徴収の見直し

完全子法人株式(保有割合 100%) および関係会社株式(保有割合 1/3 超) に係る、令和 5 年 10 月 1 日以降に支払を受けるべき配当等について、その配当等に係る所得税の源泉徴収は廃止されます。

○適格請求書等保存方式(インボイス制度)に係る見直し

免税事業者が柔軟なタイミングで適格請求書発行事業者となれるよう、令和5年10月1日~令和11年9月30日までの日の属する課税期間に事業者の登録手続きが見直されます。ただし、その登録日以後2年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間については、事業者免税点制度は適用されない。

改正前			
	課税事業者	可	
免税 事業者	原則	<u>不可</u> 課税事業者選択届出書を 提出し翌課税期間から登録 (※)	
	経過措置 (令和5年10月1日 の属する課税期間)	可	

改正後			
課税事業者		可	
免税 事業者	令和5年10月1日から 令和11年9月30日 の属する課税期間 (下記除く)	回	
	経過措置 (令和5年10月1日 の属する課税期間)	可	

○上場株式等の配当所得等に係る課税方式

上場株式等の配当所得等については、所得税と個人住民税において異なる 課税方式を選択することが可能でしたが、国民健康保険料等の影響を公平性の 観点から考慮して所得税と個人住民税の課税方式が一致されます。

これに伴い、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用要件 を、所得税と一致するよう規定の整備が行われ、令和6年度分以後の個人住民 税について適用されます。

○簿外経費への対応策

税務調査において、証拠書類を提示せずに簿外経費を主張する納税者等への 対応策として、以下の必要経費不算入・損金不算入の措置が講じられます。 個人は令和5年分以後、法人は令和5年1月1日以後に開始する事業年度

仮装・隠蔽がある又は無申告の年分(事業年度)において、確定申告書に記載 しなかった費用の額については、次の場合を除き、損金の額に算入しない。

①保存する帳簿書類等により当該費用の額が生じたことが明らかである場合 ②保存する帳簿書類等により当該費用の額に係る取引の相手先が明らかである 場合その他当該取引が行われたことが明らかであり、又は推測される場合であって、反面調査等により税務署長がその費用の額が生じたと認める場合

住宅ローン控除

【改正の内容】

- ① 適用期限が令和7年12月31日までとなり、4年間延長されましたが、控除率については1%から0.7%に引き下げされます。
- ② 借入限度額は最大 5,000 万円(長期優良物件等の場合)となっておりましたが、一般の新築物件は借入限度額が 3,000 万円に、一般の中古物件は借入限度額が 2,000 万円に引き下げられます。
- ③ 従来は適用対象者の所得要件は 3,000 万円以下でしたが、改正により 2,000 万円以下でないと 適用を受けられないこととなりました。

【改正前】

住宅ローン控除	入居年	控除率
住七口一ノ程味	令和3年	
認定住宅等以外の居住用家屋の新築等	4,000万円(控除期間13年)	1.0%
認定住宅 (認定長期優良住宅と認定低炭素住宅) の新築等	5,000万円(控除期間13年)	1.0%

(※) 所得要件は3,000万円以下。

【改正後】

住宅ローン控除	入居年		控除率
住七口一ノ控味	令和 4 年~5 年	令和6年~7年	
認定住宅等以外の居住用家屋の新築等	3,000 万円 (控除期	2,000万円(控除	
	間 13 年)	期間 10 年)	
認定住宅 (認定長期優良住宅と認定低炭素住	5,000 万円 (控除期	4,500万円(控除	
宅)の新築等	間 13 年)	期間 13 年)	0.7%
ZEH水準省エネ住宅の新築等	4,500 万円 (控除期	3,500万円(控除	
	間 13 年)	期間 13 年)	
省エネ水準適合住宅の新築等	4,000 万円 (控除期	3,000万円(控除	
	間 13 年)	期間 13 年)	

(※) 所得要件は 2,000 万円以下。中古住宅につきましては、借入限度額は一般住宅が 2,000 万円、認定住宅等が 3,000 万円となり、控除期間はいずれも 10 年とされます。

住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置等

【改正の内容】

- ① 適用期限が令和5年12月31日までとなり、2年間延長されました。
- ② 非課税限度額が以下の通り引き下げとなりました。
- ③ 適用対象となる既存住宅用家屋の要件について、築年数要件を廃止するとともに、新耐震基準に適合している住宅用家屋であることが加えられました。
- ④ 受贈者の年齢要件が現行の 20 歳以上から 18 歳以上に引き下げられました。

【改正前】

住宅用家屋の新築等にかかる	契約締結日	令和2年4月1日~令和3年12月31日	
耐震、省エネ又はバリアフ	消費税率 10%	1,500 万円	
リーの住宅用家屋	上記以外	1,000万円	
ト記りはの仕事田宝屋	消費税率 10%	1,000万円	
上記以外の住宅用家屋	上記以外	500 万円	

- (※) 既存住宅用家屋の築年数要件は、その取得の日以前 20 年以内に建築されたもの。(耐火建築物の場合は 25 年以内)
 - (※)受贈者の年齢要件は贈与を受けた年の1月1日において20歳以上となります。

【改正後】

住宅用家屋の新築等にかかる契約締結日	契約締結時期は考慮しない
耐震、省エネ又はバリアフリーの住宅用家屋	1,000 万円
上記以外の住宅用家屋	500 万円

- (※)既存住宅用家屋の築年数要件は廃止され、新耐震基準に適合していること(登記簿上の建築日付が昭和57年1月1日以降の家屋については、新耐震基準に適合している住宅用家屋とみなされます。)が要件となりました。
 - (※) 受贈者の年齢要件は贈与を受けた年の1月1日において18歳以上となります。